
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **オプションの開示**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、これまでに提案したオプションの開示に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示について次の基本方針を提案し、ステップ 4 については議論の展開次第で別途検討を行うこととしていた。

(1) 開示目的を定めるアプローチを採用する。

(2) ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）で要求される開示をすべて取り入れて、統合的なものとするを基本的な方針とする。

(3) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、原則として、IFRS 第 7 号の開示に関する定めを取り入れない。ただし、必要に応じて日本基準固有の開示が必要か個別に検討を行う。

(4) これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に関連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行う。

(5) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発において例外的な取扱いを設けた場合には、個々の例外的な取扱いの内容を踏まえて開示の必要性を検討する。

3. 前項(1)に関して、第 507 回企業会計基準委員会 (2023 年 8 月 2 日開催) 及び第 203 回金融商品専門委員会 (2023 年 7 月 24 日開催) では、開示目的に関する記載は、「信用リスクに関する注記における開示目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」とするとし、この目的を達成するために以下の情報を提供することを提案していた。

- (1) 会計方針に関する事項
- (2) 貸倒引当金の分解情報
- (3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
- (4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

なお、(1)の会計方針に関する事項については、ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準における例外的な取扱いに関して注記が必要と判断された場合にのみ、当該項目を設けることを想定している。

4. また、第 526 回企業会計基準委員会 (2024 年 5 月 22 日開催) 及び第 218 回金融商品専門委員会 (2024 年 5 月 16 日開催) (以下「第 526 回企業会計基準委員会等」という。) では、ステップ 4 においてこれまでに提案したオプションについて、ステップ 4 を採用する金融機関の判断により個別のオプションを選択して適用できるとすることを提案した。この場合、企業が適用したオプションについて財務諸表利用者が理解できるように、企業が適用することを選択したオプションを会計方針として記載することを提案し、具体的な記載内容については今後の審議において検討を行うこととしていた。
5. 前項を踏まえ、本資料ではこれまで提案したオプションの開示に関する ASBJ 事務局による分析及び提案をお示しする。なお、これまでに提案したオプション及びオプションの組合せについては別紙に示している¹。

¹ 第 532 回企業会計基準委員会 (2024 年 9 月 3 日開催) 及び第 224 回金融商品専門委員会 (2024 年 8 月 22 日開催) では、ステップ 4 では、その他要注意先及び要管理先に対する債権について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができることとし、また、状況に大きな変化がないと考えられる場合には一度決定した平均残存期間を見直さないことができることを提案した。これに伴い第 526 回企業会計基準委員会等においてオプションに付した番号を変更している。

III. ASBJ 事務局の分析

6. オプションの開示については、会計方針の注記として記載することが考えられるほか、貸倒引当金の算定プロセスに関する情報として記載することが考えられる。このため、以降では、次の項目ごとに開示に関する分析を行う。

(1) 会計方針の注記

(2) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報

(会計方針の注記)

7. 企業会計原則注解（注 1-2）において、「財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。」とされている。また、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 4-4 項は、「財務諸表には、重要な会計方針を注記する。」と定めている。重要な会計方針として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして企業が判断するものである。
8. したがって、企業が適用することを選択したステップ 2/3 及びステップ 4 に関するオプションについて、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして重要と判断した場合には、重要な会計方針として注記することとなると考えられる。
9. このように、会計基準の設定において会計方針の開示について、企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号のみに照らして企業が判断するように定める場合がある一方、会計基準によっては、財務諸表利用者が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを評価する上で有用な会計方針については、企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号とは別に、企業の選択について会計方針に関する情報として注記することを求める場合がある。
10. 例えば、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）においては、少なくとも、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）について、重要な会計方針として注記することを求めている（収益認識会計基準第 80-2 項及び第 163 項）。また、企業会計基準適用指針第 33 号「リー

スに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。)では、次の会計処理を選択した場合、「リースに関する注記」において、会計方針に関する情報として注記することを求めている(リース適用指針第97項)。

- (1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う選択
 - (2) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な取扱いの選択
 - (3) 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理の選択
11. 仮に企業会計原則注解及び企業会計基準第24号とは別に、企業の選択について会計方針に関する情報として注記することを求める場合には、本資料第3項の「(1) 会計方針に関する事項」として注記を求めることになると考えられる。ここで、これらの会計方針を重要な会計方針として注記している場合、信用リスクの注記として繰り返す必要はなく、重要な会計方針の注記を参照することができると考えられる。
12. ここで、ステップ2/3及びステップ4に関するオプションのうち、財務諸表利用者が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを評価する上で有用な会計方針に該当するものがあるか検討を行うと、銀行等の金融機関においては、貸付金の償却原価の算定に際して実効金利と約定金利のいずれを用いるか及び貸付金に関連する手数料をどのように取り扱うかは実効金利及び償却原価の考え方にかかわるものであり、また、比較可能性の観点からも、財務諸表利用者にとって重要な情報であると考えられる。このため、次のオプションは、「会計方針に関する事項」として注記を求めるものの候補になると考えられる。
- (1) A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い(ステップ2)
 - (2) B-4：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション
 - (3) B-5：貸付金に関連する手数料の取扱い(ステップ4)
13. 他方、銀行等の金融機関以外の企業にとっては、事業目的を踏まえた場合に貸付金の償却原価の算定に際して実効金利と約定金利のいずれを用いるかは重要でない場合があると考えられるため、これらの企業を対象として、前項のオプションの採用について「会計方針に関する事項」として注記することを求めるのは過度な対応であると考えられる。

14. 銀行等の金融機関に限定して注記を求める場合、通常、会計基準において業種を指定して開示を定めることはないが、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）が参考になると考えられる。時価開示適用指針では、「総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、主要な市場リスクに係るリスク変数（金利や為替、株価等）の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業」について、市場リスクに関する定量的情報の注記を求めることとしている（時価開示適用指針第3項(3)）。
- また、このような企業としては、金融商品を利用して又はその価値の増加によって利益獲得を目指すような事業目的を有している銀行や証券会社、ノンバンク等が想定されている（時価開示適用指針第18項）。
15. 前項の定めは市場リスクに関する定量情報の注記を求める企業を限定するものであることから、当該オプションに関する注記を求める企業についてそのままの表現を用いることはできないと考えられる。ここで、当該オプションを採用したことについて、財務諸表利用者が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを評価する上で有用と考えられるのは、貸付金²が事業目的に照らして重要な場合と考えられることから、会計方針に関する注記を求める企業を「貸付金が事業目的に照らして重要な企業」とすることが考えられる。
16. このため、貸付金が事業目的に照らして重要な企業が本資料第12項のオプションを採用した場合には、「会計方針に関する事項」として注記することを求めることが考えられる。

（貸倒引当金の算定プロセスに関する情報）

17. 本資料第2項(2)のとおり、IFRS第7号で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとするを基本的な方針としていることから、本資料第3項の「(3)貸倒引当金の算定プロセスに関する事項」として、IFRS第7号第35F項及び第35G項の開示に関する次の定めを取り入れることが考えられる。

<p>35F 企業は、自らの信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかを説明しなければならない。この目的を満たすため、企業は財務諸表利用者が以下のことを理解し評価することを可能にする情報を開示しなければならない。</p>

² 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては議論が継続しており、その結果によっては、一部又はすべての債券を追加する可能性がある。

- (a) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかを企業がどのように判定したのか。これには、以下に該当するのかがどうか及びどのように該当するのかが含まれる。
 - (i) 金融商品が IFRS 第 9 号の 5.5.10 項に従って信用リスクが低いと考えられる（それが適用される金融商品のクラスを含む）。
 - (ii) IFRS 第 9 号の 5.5.11 項における推定（金融資産が 30 日超の期日経過である場合には、当初認識以降の信用リスクの著しい増大がある）が反証された。
- (b) 企業による債務不履行の定義（その定義を選択した理由を含む）
- (c) 予想信用損失を集合的ベースで測定した場合には、金融商品をどのようにグループ分けしたのか
- (d) 金融資産が信用減損金融資産であることを企業がどのように判定したのか
- (e) 企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）
- (f) IFRS 第 9 号の 5.5.12 項の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する要求事項をどのように適用したのか（企業が以下のことを行う方法を含む）
 - (i) 損失評価引当金が全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されていた間に条件変更された金融資産に係る信用リスクが、損失評価引当金が IFRS 第 9 号の 5.5.5 項に従って 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定されるところまで戻る程度に改善したという判断
 - (ii) 上記(i)の要件に該当する金融資産に係る損失評価引当金が、どの程度、その後に IFRS 第 9 号の 5.5.3 項に従って全期間の予想信用損失に等しい金額で再測定されるのかの監視

35G 企業は、IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における要求事項を適用するために用いるインプット、仮定及び見積技法を説明しなければならない。この目的上、企業は以下の事項を開示しなければならない。

- (a) インプット及び仮定の基礎並びに以下のために使用する見積技法
 - (i) 12 か月及び全期間の予想信用損失の測定
 - (ii) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかの判定

(iii) 金融資産が信用減損金融資産なのかどうかの判定

(b) 将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのか
(マクロ経済情報の使用を含む)

(c) 報告期間中に行った見積技法又は重大な仮定の変更及び当該変更の理由

18. ステップ 2/3 及びステップ 4 に関するオプションのうち、前項の定めを取り入れた場合に関連するものとしては、次が挙げられる。
- (1) A-1：予想存続期間が 1 年未満の取扱い
 - (2) B-1：我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法
 - (3) B-2：その他要注意先及び要管理先に対する債権の予想信用損失の見積期間
 - (4) B-3：単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション
19. 「A-1：予想存続期間が 1 年未満の取扱い」については、銀行等金融機関において 1 年未満のデフォルト・リスク等の実績データを保持していないことが一般的であることから、作成者の実務負担の軽減のために設けられたものである。この取扱いについては、IFRS 第 7 号第 35G 項(a)の「インプット及び仮定の基礎並びに以下のために使用する見積技法」に関連すると考えられる。当該オプションについては、企業が開示目的に照らして開示の要否を判断することになるが、開示目的に照らして重要性が乏しいと判断するケースも考えられる。
20. 次に、「B-1：我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法」については、IFRS 第 7 号第 35F 項(a)の「企業が信用リスクの著しい増大 (SICR) をどのように判定したのか」に関連すると考えられる。また、「B-2：その他要注意先及び要管理先に対する債権の予想信用損失の見積期間」については、IFRS 第 7 号第 35G 項(a)の「インプット及び仮定の基礎並びに以下のために使用する見積技法」に関連すると考えられる。さらに、「B-3：単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション」は、IFRS 第 7 号第 35G 項(b)の「将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのか (マクロ経済情報の使用を含む)」に関連すると考えられる。
21. 前項に記載した 3 つのオプションについては、通常、ステップ 4 を採用する金融機関において、開示目的に照らして重要性が乏しいとして注記しないと判断されることは想定されないと考えられる。このため、貸付金が事業目的に照らして重

要な企業に限定して注記を求める定めを設ける必要性は低いと考えられる。他方、ステップ4を採用する金融機関がオプションを採用した場合にどのような開示が想定されているかについて、結論の背景に記載するのは有用と考えられる。

22. なお、これら本資料第18項に記載したオプションについて、企業会計原則注解及び企業会計基準第24号に照らして、企業が重要な会計方針と判断することがあり得る。この場合、重要な会計方針の注記として記載した内容を貸倒引当金の算定プロセスに関する情報として繰り返す必要はなく、重要な会計方針の注記を参照することができると考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

23. 以上の事務局の分析を踏まえ、オプションの開示に関して、次のとおり取り扱うことが考えられるがどうか。
- (1) 企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第24号に照らして重要な会計方針に該当すると判断したオプションについて、重要な会計方針として注記する。
 - (2) 貸付金が事業目的に照らして重要である企業が次のオプションを採用した場合には、本資料第3項の「(1)会計方針に関する事項」として注記する。
 - ① A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ2）
 - ② B-4：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション
 - ③ B-5：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）
 - (3) 本資料第3項の「(3)貸倒引当金の算定プロセスに関する事項」として、IFRS第7号第35F項及び第35G項の開示に関する定めを取り入れ、企業は開示目的に照らして開示の要否を判断する。また、ステップ4を採用する金融機関が次のオプションを採用した場合にどのような開示が想定されているかについて、結論の背景に記載する。
 - ① B-1：我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法
 - ② B-2：その他要注意先及び要管理先に対する債権の予想信用損失の見積期間
 - ③ B-3：単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション

- (4) 重要な会計方針の注記として記載した内容について、本資料第 3 項の「(1) 会計方針に関する事項」及び「(3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報」において繰り返す必要はなく、重要な会計方針の注記を参照することができる。

ディスカッション・ポイント

本資料第 6 項から第 23 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙：これまでに提案したオプション及びオプションの組合せ

	オプション	組合せ ³
A：ステップ2及びステップ3で提案したオプション		
A-1	予想存続期間が1年未満の取扱い	個別に選択して適用
A-2	貸付金に関連する手数料の取扱い (ステップ2)	A-2 と B-5 は同時に適用できない
A-3	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法 (ステップ3)	A-3 と B-11 は同時に適用できない
A-4	金融保証契約の発行者側の取扱い	個別に選択して適用
B：ステップ4で提案したオプション		
B-1	我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法	個別に選択して適用
B-2	その他要注意先及び要管理先に対する債権の予想信用損失の見積期間	個別に選択して適用
B-3	単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション	個別に選択して適用
B-4	実効金利に代えて約定金利を用いるオプション	B-4 と B-5 は同時に適用する
B-5	貸付金に関連する手数料の取扱い (ステップ4)	A-2 と B-5 は同時に適用できない B-4 と B-5 は同時に適用する
B-6	信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション	B-6 から B-8 は同時に適用する
B-7	未収利息を不計上とした信用減損金融資産の前期以前に認識した未収利息相当額の取扱い	B-6 から B-8 は同時に適用する
B-8	未収利息を不計上とした信用減損金融資産の一部入金取扱い	B-6 から B-8 は同時に適用する

³ 第526回企業会計基準委員会等では、B-4からB-8は理屈上同時に適用する必要があると考えられるオプションの組合せとしていたが、手数料と未収利息を区分して管理している場合が多いため、B-4からB-5とB-6からB-8は同時に適用することを求めないことが考えられるとの意見が聞かれたことを踏まえ、B-4からB-5とB-6からB-8を分けて記載している。

B-9	購入された債権（POCIを除く。）の償却原価の償却方法	個別に選択して適用
B-10	POCIの償却原価の償却方法	個別に選択して適用
B-11	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ4）	A-3 と B-11 は同時に適用できない

以 上